

令和5年6月1日

事業主様

東京都家具健康保険組合

資格取得届等への個人番号の記載の徹底等について

平素より、当健康保険組合の事業運営につきまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年5月31日付「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令」が公布され、資格取得届へ被保険者の個人番号等の記載を義務化（法令上明確化）する規定が、令和5年6月1日より施行されましたので、お知らせします。

この省令改正に伴い、今後、事業主様から届け出られた「資格取得届」及び「被扶養者（異動）届」に、個人番号の記載がない場合は、加入者情報の誤登録防止の観点から事務処理を行わず、不備書類として返戻する取り扱いとなります。つきましては、「資格取得届」及び「被扶養者（異動）届」には、必ず個人番号等を記載のうえ届け出るようお願いいたします。

また、被保険者資格取得届等は、健康保険法施行規則第24条及び第38条により、当該事実発生日から5日以内に提出することとされています。被保険者及び被扶養者様が、保険医療機関等でオンライン資格確認を受けることができるようにするため、届出が遅れることのないよう提出期限を守っていただきますようお願いいたします。

なお、令和5年3月15日付の「オンライン資格確認の円滑な実施に向けた資格取得届等への個人番号の記載・速やかな提出及び事前点検について」でお知らせしましたように、事実発生日前であっても提出が可能となっておりますので、当該取り扱いについてもご活用ください。

【照会先】

業務部業務課：03-3833-6161

(対応番号1)

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第八十一号）【抜粋】

○厚生労働省令第八十一号
 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条及び第二百七条、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二十四条及び第五十五条、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第一百十条並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第百六十六条の規定に基づき、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。
 令和五年五月三十一日
 厚生労働大臣 加藤 勝信
 健康保険法施行規則等の一部を改正する省令
 （健康保険法施行規則の一部改正）
 第一条 健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>（被保険者の資格取得の届出） 第二十四条 法第四十八条の規定による被保険者（任意継続被保険者を除く。以下この条、第二十九条、第三十五条の二から第三十六条の二まで及び第四十二条において同じ。）の資格の取得に関する届出は、当該事実があった日から五日以内に、次に掲げる事項を記載した様式第三号又は様式第三号の二による健康保険被保険者資格取得届を機構又は健康保険組合（第十一号において「保険者等」という。）（様式第三号の二によるものである場合にあつては、機構）に提出することによつて行うものとする。</p>	<p>（被保険者の資格取得の届出） 第二十四条 法第四十八条の規定による被保険者（任意継続被保険者を除く。以下この条、第二十九条、第三十五条の二から第三十六条の二まで及び第四十二条において同じ。）の資格の取得に関する届出は、当該事実があった日から五日以内に、様式第三号又は様式第三号の二による健康保険被保険者資格取得届を機構又は健康保険組合（様式第三号の二によるものである場合にあつては、機構）に提出することによつて行うものとする。この場合において、協会が管掌する健康保険の被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者の資格を取得したときは、個人番号又は基礎年金番号、第三種被保険者（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第五条第十二号に規定する第三種被保険者をいう。第二十八条において同じ。）に該当することの有無を付記しなければならない。</p>
<p>一 被保険者の氏名（片仮名で振り仮名を付するものとする。） 二 被保険者の生年月日 三 被保険者の種別（健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者にあつては、被保険者の性別） 四 被保険者資格の取得区分 五 被保険者の個人番号（協会が管掌する健康保険の被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者の資格を取得したときは、個人番号又は基礎年金番号。第五項において同じ。） 六 資格取得年月日 七 被扶養者の有無 八 被保険者の報酬月額 九 被保険者の住所（当該被保険者が協会が管掌する健康保険の被保険者であつて、厚生労働大臣が当該被保険者に係る機構保存本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることができるとき又は当該被保険者が健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者であつて、当該健康保険組合が当該被保険者の住所に係る情報を求めないときを除く。） 十 事業所の名称及び所在地並びに事業主の氏名又は名称 十一 その他保険者等が必要と認める情報</p>	<p>（新設） （新設） （新設） （新設） （新設） （新設） （新設） （新設） （新設） （新設） （新設） （新設）</p>
<p>2、4（略） 5 事業主は、第一項の届出に関し、被保険者に対し、個人番号の提出を求め、又は同項各号に係る事実を確認することができる。</p>	<p>2、4（略） 5 前項の規定により光ディスクによつて届出を行う場合における第一項の規定の適用については、同項中「付記」とあるのは、「記録」とする。</p>

（傍線部分は改正部分）